

お知らせ

開発事業における防犯灯の設置等の取扱いが変わります (令和8年7月より適用開始)

■まちの防犯灯を市で管理していきます

現在、市内に約2万灯ある防犯灯の新規設置と維持管理は、町会などに担っていただいています。しかし、地域での負担の公平性など防犯灯に関するさまざまな課題が生じており、これらに対応していくため、今後、防犯灯の管理を市に移管することで、安全で明るいまちづくりを進めます。

それに伴い、開発事業における防犯灯の設置等の取扱いについて、八尾市開発指導要綱等の改正を行い、令和8年7月1日より新たな運用を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

【改正前】

主な協議対象：1000㎡以上又は10戸以上の分譲住宅の開発事業等
防犯灯移管先：自治会（町会）

【改正後】

主な協議対象：住宅等（一戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅）の開発事業等
防犯灯移管先：八尾市

問い合わせ先

○開発手続きに関すること：審査指導課 開発指導室 TEL：072-924-8554

○防犯灯の設置等に関すること：危機管理課 TEL：072-924-3817